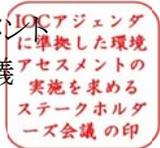


2014年7月9日

東京都知事 舛添要一 殿

2020 東京オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会
会長 柳 憲一郎 殿

IOC アジェンダに準拠した環境アセスメント
の実施を求めるステークホルダーズ会議



新国立競技場建設計画に関して国際標準の環境アセスメントの実施を求める意見書

私たちは、新国立競技場建設に関して重大な関心を寄せる、住民、スポーツ愛好家、都民、建築家など各分野のメンバーで構成されるステークホルダーの集まりです。

7月16日に予定されている国立競技場解体に係る入札を中止し、IOCアジェンダの要請に沿った「既存国立競技場の改修代替案」に関する環境アセスメントを実施し、貴重な歴史的文化的レガシーである現国立競技場を将来にわたり保全することを求めます。

(理由)

IOCからの要求に基づき東京都が策定し、IOCへ提出した「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境ガイドライン」は、開催地東京の世界へ向けた公約です。

この環境ガイドラインは、基本目標として、①環境負荷の最小化、②自然と共生する都市環境計画、③スポーツを通じた持続可能な社会づくりを掲げ、『環境を優先する 2020年東京大会』を目指し、持続可能性・環境関連分野に係る多くのステークホルダーとの協調・協議について重視することをうたっています。

非政府環境保護団体(NGO)や地域団体、公的機関、有識者及び民間セクターとの協調や対話を行い、計画段階から、持続可能性への最大限の配慮、環境の負荷軽減、協力体制やパートナーシップの確保といった、レガシーにつながる戦略の実施を目指しています。

IOC スポーツと環境マニュアル(1999)では、大規模なスポーツ大会には、「長期的に不要となる施設は仮設を利用する。既存施設の改善を奨励する」「改変、再利用しやすい仮設モジュール式設備を利用する」「仮設の施設は撤去し、用地の修復を推進する」こと、「すべてのサイトならびに施設について監督官庁に環境アセスメントを実施させる」ことを要求しています。

IOCが要求しているのは、国や都の環境影響評価制度の手続きにのっとり、内容的にはIOCの要求事項を満たす環境アセスメントを実施することにあります。

しかるに、招致の際に実施された初期段階環境影響評価書や公表されている実施段階環境アセスメント調査計画書の内容及び2020東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会の審議をみるに、以下の点で、IOCの要求事項に違反していると主張せざるを得ません。

第1に、IOCの要求事項は既存施設の改修が基本であるにもかかわらず、改修案を無視して新築を前提にしているからです。

IOCの要求に沿って本来は改修案の環境アセスメントを実施すべきであるにもかかわらず、新

築案だけを前提にしていることが問題です。いくつかの改修案がある場合にはそれぞれの案について代替案分析を実施すべきであります。新築は代替案の一つにすぎないものです。

今回、大きな社会問題となっている新国立競技場問題は、日経新聞のアンケート調査(2014年6月4日)では、60.7%の人が、「新築ではなく、いまの競技場を改修すべきだ」と考えています。現国立競技場の改修案については、すでに久米設計案、伊東豊雄案、東京電機大学今川研究室案、東京大学大野秀敏案などが提案されています。

IOCが求めているのは「既存施設の改修」です。IOCオリンピックムーブメント・アジェンダ21は、「既存施設を改修しても使用できない場合に限り、新しくスポーツ施設を建造することができる」(3.2.3)と定めています。

世界標準の環境アセスメントは、代替案の比較検討が基本であることは言うまでもありません。東京都環境影響評価技術指針においても、「対象計画の案は、できる限り事業の実施による環境影響の回避若しくは低減又は損なわれる環境の代償が図られるようにするとともに、社会的要素及び経済的要素を踏まえ、採用可能なものとして、計画の内容又は環境の保全のための措置が異なる複数の案を策定する」とされています。東京都も計画段階の環境影響評価などで代替案の比較検討を実施してきた経験を有しており、代替案の比較検討を行うことがIOCの要求に最も応えるものです。

第2に、環境アセスメントの根本である、「アセス手続きが終わるまでは着手しない」という事業実施制限が全くかけられていないからです。

環境影響評価法では、第31条で評価書の公告を行うまでは、対象事業の実施を禁止しています。また、東京都環境影響評価条例では第61条で、事業者は評価書の公示日までは当該対象事業を実施してはならないと事業着手を禁じています。

IOCが既存施設の改修を基本とし、なおかつ複数の改修案が提案されているにもかかわらず、環境影響評価の調査手法等の進め方を検討する段階で、改修対象施設を解体してしまうことは全く道理にかなわないものであり、IOCのアジェンダに著しく違反するものです。

第3に、環境アセスメント手続きにステークホルダーとの協働・協調の姿勢が見られず、ステークホルダーが懸念している影響を無視して、手続きを進めようとしているからです。

IOCが要求しているステークホルダーとの協議や協力の実現はどうなったのでしょうか。IOCアジェンダの考え方に沿って、ステークホルダーが関心を寄せている環境影響評価項目を重視し、重点的に予測評価すべきです。景観の保全、風致地区の保全、ヒートアイランド緩和機能の保全、広域避難場所としての機能保全、歴史的文化的環境の保全、将来のスポーツ愛好者の利用しやすさ、将来にわたる維持のための費用負担、火災リスク及び災害時安全性、開催後の規模縮小の容易さなど、ステークホルダーが懸念している影響について、環境影響評価項目に盛り込み、重点を置いて予測評価することが求められているからです。

以上の理由から、私たちは、現国立競技場の改修に関する複数案及び新築案について、世界に通用する、世界標準の環境アセスメントの適正な実施を強く求めます。

既にあるものを大事にする「もったいない」の伝統は、世界に誇る日本のこころです。

「過ちては則ち改むるに憚ること勿れ(論語 学而第一)」は先人の教えです。

舛添都知事及び柳会長のご決断により、歴史的文化的レガシーである現国立競技場の改修の道を選択してこそ、世界から称賛されるオリンピック・パラリンピックとなることでしょう。